

こどもの町内個別予防接種指定医療機関一覧

こどもの予防接種は、医療機関での個別接種となります。
予防接種を受けられる際は、母子健康手帳と予防接種予診票手帳をお持ちください。 令和2年4月1日現在

医療機関名 (五十音順)	曜日	時間	B型肝炎	ヒブ	小児用肺炎球菌	四種混合	BCG	二種混合	MR	日本脳炎	子宮頸がん	水痘
いりえ小児科医院 貴船1丁目11-6 ☎932-9600	火 金	14時～ 17時30分 (BCG13:45)	○	○	○	○	○ 要予約	○	○	○	○ 要予約	○
うみ小児科医院 宇美5-9-28 ☎410-2728	水 月 金 火	9時～12時 14時～17時	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約
	木 土	9時～12時										
おかべ小児科 クリニック 光正寺1-1-18 ☎933-7161	月 水	8時30分～ 11時30分 14時30分～ 17時 ※BCGは前日 までに予約	○	○	○	○	○ 要予約	○	○	○	○ 要予約	○
	土	14時～16時	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約		○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約
	日	9時15分										
岡部病院 明神坂1-2-1 ☎932-0025	月 金	9時～12時 14時30分～ 17時	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約	○ 要予約
神武医院 桜原2-22-1 ☎932-0188	月 金	9時～12時 16時～ 17時30分	○ 要予約			○ 要予約		○	○	○	○ 要予約	○ 要予約
	土	9時～12時										
中西内科クリニック 宇美4-1-3 (宇美町役場前 メディカルビル) ☎934-0703	月 火 水 金	9時～12時 14時～17時									○ 要予約	
山崎産婦人科・ 小児科医院 宇美中央1-2-13 ☎933-8000	月 火 水 金	14時30分～ 17時45分	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 要予約	○

祝日、接種医療機関休診日の前日は接種できない医療機関もありますので、ご確認ください。
町外の医療機関で接種を希望する方は、かかりつけの医療機関または下記へお問い合わせください。

問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210

問 まちづくり課 まちづくり政策係
☎934-2370
FAX934-2371



工業統計キャラクター
コウちゃん

総務省・経済産業省・福岡県・宇美町

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。調査票へのご回答をお願いします。

（準備調査）5月中旬～下旬ごろ電話調査

町内全ての製造事業所を対象に、まちづくり課から電話にて、従業員数、製造品名などを確認します。

（本調査）6月初旬までに郵送

従業員4人以上の製造事業所には、国または町から調査票を郵送します。回答は、郵送またはオンラインでお願いします。

政府統計 2020年 工業統計調査を 実施します

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

※令和2年度の児童手当現況届の提出は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での受付とさせていただきます。 問 住民課 年金手当係 ☎934-2250 FAX933-7512

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする制度です。	離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定をはかり、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などの併給ができるようになりました。必ず公的年金を申請していただき、「公的年金給付などの額」が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額分を受給することができます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。
月額	○3歳未満(一律) 15,000円 ○3歳以上小学校修了前 (第1・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 ○中学生(一律) 10,000円 ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。 ○特例給付(所得制限限度額以上) (一律) 5,000円	《令和2年4月分～》 ○全部支給 43,160円 ○一部支給 10,180円～ 43,150円 2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,100円～ 10,190円、第3子以降一人につき3,060円～6,110円	《令和2年4月分～》 ○1級の方 52,500円 ○2級の方 34,970円
支給日	10月・2月・6月の10日	1・3・5・7・9・11月の11日	8月・11月・4月の11日
現況届提出月	6月	8月	8月

支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。

●所得が一定以上の場合には手当が支給されません。(所得制限限度額はそれぞれ異なります。)

手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。

★現況届とは★
児童手当を受給している方は、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けることができるかどうかを確認するためのものです。6月上旬に児童手当受給者あてに現況届を郵送します。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。